

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて取締役会等や監査役会等に求められている役割を記載しているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を記載し、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、金融機関全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより、金融機関としての公共性が発揮されることを促すとともに、その態勢を確認検査するために作成した。法令等遵守態勢については、本チェックリストにより検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえ実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。

マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」または「なっているか」とあるのは、特にことわりがない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりがない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェックリスト項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、として

（注）取締役会及び取締役会等の説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
・法令等遵守体制の整備・確立状況	1．業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	1．業務執行にあたる取締役の責任・義務 (1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。	(注)「法令等」とは、本チェックリストのに掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。
	2．取締役会議事録等の整備	2．取締役会議事録等の作成及び備置 (1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 (4) 3の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 (5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。	
	3．監査役会等の機能	3．監査役及び監査役会の独立性及び取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保（なお、協同組織金融機関にあつては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。 (1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の監査役が出席しているか。また、その場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあつては、常勤監査役が望ましい。 (2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。</p> <p>(4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p> <p>(5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>(6) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。</p>	
	<p>4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック</p>	<p>4. 基本方針等の存在チェック</p> <p>(1) 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。</p> <p>(2) 役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記〔参考〕に掲げる書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店等（海外拠点を含む。）に備え置いているか。</p> <p>(3) 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>(4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。</p> <p>〔参考〕「経団連企業行動憲章」及び「実行の手引き」（'96.12.17） 「全銀協・銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」（'97. 7.15） 「全銀協・倫理憲章」（'97. 9. 9） 「地銀における法令遵守に関する課題と今後の対応」（'97.12.17） 「管理者のための法令遵守」（'98. 4.24） 「コンプライアンス体制の整備に係るチェックリスト」（第二地銀 '98. 1.21） 「銀行員のためのコンプライアンスガイド」（第二地銀 '98. 4. 15） 「コンプライアンスチェック体制のあり方について」（第二地銀 '98. 9.16） 「全信協・信用金庫の社会的責任とコンプライアンス（法令遵守）への対応について」（'97.10.23）</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>「全信協・信用金庫倫理綱領」 ('97.10.23)</p> <p>「信用組合の社会的責任とコンプライアンス」(全信組中央協会 '98.12)</p>	
	<p>5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック</p>	<p>5. 「取締役の意識」の確認</p> <p>(1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。</p> <p>(2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的施策が講じられているか。</p> <p>代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。</p> <p>取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け、適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。</p> <p>取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p> <p>法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価を行っているか。</p>	
<p>・法令等遵守すべき事項（行動規範）の規定・整備状況</p>	<p>「コンプライアンス・マニュアル」のチェック</p>	<p>(1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したものの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」と称する。）を策定しているか。</p> <p>また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストの . に掲げる内容を含むものとなっているか。</p> <p>また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前記〔参考〕「全銀協・倫理憲章」等を反映させた銀行の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ企業風土等を勘案して、適切かつ具体的な内容となっているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容を、役職員に周知徹底しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しを行っているか。</p> <p>(5) 基本方針及び遵守基準の作成・変更に際しては、リーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の発売に当たっても同様に実施しているか。</p>	
<p>・ 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況</p>	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p>	<p>1. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（規定の整備、内部統制の実践計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」と称する。）の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(1) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業店等の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。</p> <p>〔参考〕 全銀協 「銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」 （'97. 7.15）</p> <p>3. 今後の取り組みについて</p> <p>(1) 各銀行における取り組み コンプライアンスプログラムの確立 コンプライアンスの着実な実践を図るためには、先に述べた3つのフェーズにおける機能に着目し、各銀行の実情に合わせ</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>て、これを織込んだコンプライアンスプログラムを確立することが望まれる。</p> <p>〔第一フェーズ〕業務部門での一次チェック</p> <p>〔第二フェーズ〕業務部門から独立した部門による二次チェック</p> <p>〔第三フェーズ〕会計監査人等による客観的評価・監査機能</p> <p>こうしたコンプライアンスプログラムの実効を上げるためには、以下の点にも留意する必要があると思われる。</p> <p>これらは各銀行が自己の責任において取り組むべきものであり、経営形態や規模、組織風土等を十分に勘案し、自ら創意工夫を重ねる必要がある。</p> <p>プログラムの構築と実践は経営トップの責任においてなされるべきであり、その運営に当たっては、責任体制を明確にする必要がある。</p> <p>いずれかの段階において発見された不正や違法行為はもとより、内部統制に関する改善すべき点等の指摘があった場合にも、速やかに経営陣に報告され問題解決が図られる必要がある。</p>	
	<p>2. 「コンプライアンス環境」のチェック</p>	<p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>(1) コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制等について、内部規定等を整備しているか。</p> <p>コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p> <p>各業務部門及び営業店毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>不祥事等の発生に際し、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) 法務関連の情報を適格に収集・管理しているか。</p> <p>統括部門と各業務部門及び営業店等との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>統括部門と各業務部門及び営業店等との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに統括部署に報告する体制となっているか。</p> <p>担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。</p>	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。 代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。 各業務において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。また、職階に応じた研修体系が確立されているか。 各業務毎に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。</p> <p>(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。 コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、事件の調査・解明は事件とは独立した部署で行っているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。 さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(5) 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施しているか。 また、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためのその他の適切な方策を講じているか。</p> <p>(6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策を採っているか。 なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。</p>	
<p>・法令等に違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況</p>	<p>「法令等遵守状況の点検体制」のチェック</p>	<p>違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況</p> <p>(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。 取締役 イ．取締役会の招集（商法259条） ロ．監査役への報告（商法274条ノ2）</p>	<p>（注）1の引用条文については、中企法42条、協金法5条ノ4 6項・6条ノ2、信金法37条 6項・39条、労金法39条 6項・42条にて準用されている。</p>

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
・法令等に 違反した場合の制裁 (懲罰) 規定の整備 ・運用状況		<p>監査役</p> <p>イ．取締役の違法行為の差止（商法２７５条ノ２）</p> <p>ロ．取締役会の招集（商法２６０条ノ３ ３項・４項）</p> <p>ハ．取締役会への報告（商法２６０条ノ３ ２項）</p> <p>ニ．株主総会に対する意見報告（商法２７５条）</p> <p>ホ．監査報告書への記載（商法２８１条ノ３ ２項１０号）</p> <p>(2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 金融機関は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。</p> <p>(4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。</p> <p>(5) 監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。</p> <p>(6) 違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。</p> <p>(7) 制裁（懲罰）規定を整備しているか。また、制裁（懲罰）規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。</p> <p>(8) 一定規模以上のリスクのある営業部門（含む営業店等）には、法令遵守状況を確認する独立したコンプライアンス・オフィサーを配置しているか。</p> <p>(9) コンプライアンス・オフィサーの機能が十分に発揮されているか。</p> <p>(10) コンプライアンスに関する担当部署が有効な連携関係を確保しているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
. 金融機関 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等	1 . 法規制の概要	1 . 「金融機関」に対する法規制 (1) 法律 1) 銀行法 2) 長期信用銀行法 3) 金融機関の信託業務の兼営に関する法律 4) 外国為替銀行法 5) 信用金庫法 6) 中小企業等協同組合法 7) 協同組合による金融事業に関する法律 8) 農林中央金庫法 9) 農業協同組合法 10) 水産業協同組合法 11) 森林組合法 12) 労働金庫法 13) 信用保証協会法 14) 農林漁業信用基金法 15) 証券取引法 16) 外国証券業者に関する法律 17) 証券投資信託法 18) 保険業法 19) 出資法 20) 貸金業法 21) 投資顧問業法 22) 抵当証券業法 23) 商品ファンド法 24) 不動産特定共同事業法 25) 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 26) 前払式証票の規制等に関する法律 27) 金融先物取引法 28) 無尽業法 29) 信託業法 30) 農業信用保証保険法 31) 中小漁業融資保障法 (2) 省令・告示	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
. 金融機関 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等		2 . 「株式会社」に対する法規則 (1) 商法第2編 (2) 商法特例法 3 . 「経済秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 独占禁止法 (2) 不正競争防止法 (3) 証券取引法 (4) 商品取引所法 (5) 金融先物取引法 (6) 消費者保護法制 消費者保護基本法 利息制限法 出資法 貸金業法 割賦販売法 訪問販売法 無限連鎖講の防止に関する法律 4 . 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 特別背任罪（商法486条1項）・背任罪（刑法247条）・業務上横領罪（刑法253条） (3) 利息制限法 (4) 出資法 (5) 麻薬特例法 (6) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
. 金融機関 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等	2. 「銀行経営」に関する法規制（主なもの）	1. 増資ルール違反（商法280条ノ2以下） 2. 虚偽のディスクロース（銀行法第63条・64条、金融機能再生法第78条・86条 証取法197条・207条、商法498条） 3. 粉飾決算・違法配当（商法290条、486条、489条） 4. 特定関係者（子会社等）との取引規制違反（銀行法13条ノ2） 5. 役員の兼任禁止違反（銀行法7条、65条） 6. 他業禁止業務（銀行法12条、65条） 7. 監督当局への報告（銀行法53条、63条） 8. 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与 商法294条ノ2、497条） 9. 疑わしい取引の届出（麻薬特例法5条以下） 10. 貸出金利にかかわる共同行為・預金レートの談合（独禁法3条）	
	3. 「貸付業務」に関する法規制（主なもの）	1. 大口融資規制違反（迂回融資を含む）（銀行法13条） 2. 不法な使途目的に対する貸付 (1) 売春防止法13条以下 (2) 犯罪に加担すれば共犯となる（刑法62条、60条） (3) 公序良俗違反（民法90条） 3. 専決権限規定違反の融資 (1) 分割貸付（同一人に融資するのであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付） (2) 稟議違反（稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を執行する。） (3) 無稟議（稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を執行する。） 4. 取締役に対する貸付（銀行法14条） (1) 貸出条件が、当該銀行の信用供与の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであってはならない。 (2) 取締役会の承認決議は取締役の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。 (3) 業務報告書・中間業務報告書への記載（銀行法19条） 5. 金利制限違反（利息制限法など） 6. 浮貸し（出資法3条、刑法253条、商法486条） 7. 過当な歩積・両建預金（独禁法19条） 8. 情実融資（商法486条）	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
・金融機関 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等	4. 「預金業務」に関する法規制（主なもの）	1. マル優預金の濫用（無資格者、資格喪失者、限度額超過） （所得税法10条） 2. マネーロンダリング（本人確認の懈怠 - 外為法18条、金融機関等による疑わしい取引の届出 - 麻薬特例法第5条、不法収益等隠匿及び收受 - 麻薬特例 法第9条及び第10条） 3. 預金者等に対する情報提供（銀行法12条ノ2） 4. 導入預金（預金等に係る不当契約の取締に関する法律） 5. 不適当な紹介預金 6. ノン・バンクを利用した協力預金	
	5. 「付随業務」に関する法規制（主なもの） ・証券業務 ・投信窓販業務 ・外為業務	1. 証券業務 (1) 不当勧誘行為（取引一任勘定取引など）の禁止（証取法42条） (2) 損失補填の禁止（証取法42条の2） (3) 詐欺的行為の禁止（証取法157条、158条、168条ないし171条） (4) 相場操縦の禁止（証取法159条など） (5) インサイダー取引の禁止（証取法163条ないし167条） 2. 外為業務 (1) 確認義務（外為法17条ないし18条） (2) 事後報告（外為法6章の2）	